

IV 海の家営業に関するルール

すべての事項について、逗子海岸営業協同組合員は必ず理解し、従業員にも周知徹底させて、ファミリー客に配慮するよう努める。

全従業員にルールが徹底されるよう、わかりやすくルールを記載したものを、従業員の目に付く場所に掲示して、組合としてもルールの順守状況を確認する。

1 営業に関する注意事項及びルール

(1) 営業期間 海水浴場開設期間と同じ

(2) 営業時間

①原則

閉店時間 20時00分

※市長が条例、規則及び逗子海水浴場事業者・利用者ルールを遵守していないと認める海の家は、18時30分までとする。(イエローカードが11ページに記載のとおり発行された場合など)

閉店60分前には、利用者に閉店時間を周知するとともに、閉店時、利用者が店内に残っている場合には、速やかに退出させるようにすること。ラストオーダーについては閉店後に利用者が残らないように配慮した時間帯を各海の家で決定し、利用者に向けて周知及び店内へ案内掲示等を行うこと。また、閉店後の従業員の活動は、後片付けや食事など必要最小限にとどめる。

②試行実施

ア 閉店時間 21時00分(20時00分以降は海を家のBGMを流さない)

イ 試行期間 ・令和7年8月1日(金)から8月17日(日)まで
・逗子市及び逗子市観光協会が主催、共催又は後援するイベントが19時以降まで開催される見込みのある日

ウ 目的

- ・日中の暑さを避けて、夕涼みのニーズが高まっていることから、地域住民の生活環境や海水浴場内の風紀を維持しつつ、より多くの市民に海水浴場に親んでもらい、魅力を高めていく方策となり得るかを検証するため。
- ・南海トラフ地震臨時情報の影響や地域住民への周知不足の指摘もあり、十分な検証ができていないことを踏まえ、取組を継続し、検証する。

エ マナーアップ警備

- ・試行期間中、組合は21時00分から22時00分までの間、警備員を配置し、市職員と協力して、海岸及び近隣の街中のマナーアップ警備を実施すること。ただし、荒天等により21時00分まで営業しない場合は除く。

オ 試行の中止

- ・試行期間中の20時00分から21時00分までの間、V.3の違反行為に対する処分(11~12ページ)が行われた場合は、直ちに試行実施を中止する。
- ・試行期間中に閉店時間を21時00分にしたことにより、地域住民の生活環境に大きな影響が出ているなど、試行実施を継続できないと総合的に市が判断した場合は、直ちに試行実施を中止する。

(3) クラブ化の禁止

クラブ化の形態による営業を禁止する。「クラブ化」の定義については、ガイドラインによるものとする。

(4) ライブハウスの禁止

ライブハウスの形態による営業を禁止する。

(5) イベントの禁止

音楽イベント及び不特定多数の観客を集める目的で行うイベントは原則禁止とする。ただし、次の場合はこの限りではない。

①結婚パーティーにおける音楽演奏(BGMを含む)及び団体利用時におけるマイクの使用は、開催の2週間前までに海岸組合を経由して市に申請をし、市及び海岸組合が内容を確認した上で市が許可した場合。

②試行的イベント

次の目的に合致し、全ての条件を満たした場合。なお、実施にあたっては、検証に必要な音楽及び音楽以外のイベント双方を行うものとし、実施回数は、必要最小限とする。また、同時間帯のイベントは1つとし、音楽イベントに限っては1日に実施するイベント回数は、1回までとする。

ア 目的

- ・安心安全な海水浴場を維持できているものの、来場者が減少している課題があることから、地域住民の生活環境や海水浴場内の風紀を維持しつつ、ファミリービーチにふさわしいのほどのようなイベントかを検証するため。
- ・昨年度行われた試行的イベントは、実施ジャンルに偏りがあり、どのようなイベントが風紀を維持し、ファミリービーチとしての魅力を高める方策となり得るか十分な検証ができていないことから、様々なジャンルを実施・検証する必要があるため取組を継続する。

イ 条件

【共通事項】

- ・ファミリービーチとしての魅力を高めることを目的としたイベントであること。
- ・海岸組合と海の家が共催で開催し、海岸組合の管理のもと行うこと。
- ・実施時間は9時00分から19時00分までの間とすること。
- ・イベントの開催を予定している海の家は、開催月の前月10日までに海岸組合を経由して市に申請をし、市及び海岸組合が内容を確認した上で市の許可を得ること。
- ・イベントを実施する海の家は、市及び海岸組合からの指導に従うこと。

【音楽イベントに関する特記事項】

- ・音楽イベントは観客が着席して鑑賞する弾き語り形式を基本とすること。
- ・音楽イベントの申請があった際、市は関係機関に送付し、イベントを実施する海の家は関係機関からの指導に従うこと。
- ・観客に発声やダンスを求めて盛り上げようとするなど、あおるような行為は厳に慎むこと。
- ・マイクや機材等の音量は地域住民に最大限配慮し、イベント中であっても海岸組合及び市の指導に従うこと。

ウ イベントの中止

- ・イベント実施時にV. 3の違反行為に対する処分(11～12ページ)が行われ

た場合や、市及び海岸組合の指導に従わなかった場合は、当該イベントを中止する。

※イベントの定義

イベントとは、海の家において、有料・無料の別、主催者、実施時間及び入場制限の有無を問わず、集客を目的として行う、会合、パーティー、トークショー、コンテスト、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいう。

また、音楽イベントとは、イベントのうち、音楽の種類を問わず楽器や音響機器等を使用して行う、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいい、飲食提供に附帯して行われるものも含む。

(6) 騒音対策

- ①海の家の中に出力をしぼった重低音を発生させないスピーカーを設置して、BGMを流すことについて、市長が特別の理由があると認めた場合とみなし、許可する。
- ②海の家は、海水浴場利用者・海水浴場の近隣の人家や周辺環境等に配慮して、静穏が確保できるよう騒音対策を行う。
- ③組合が貸与又は許可する音量制限のあるスピーカー以外の音響機器の使用は認めない。組合主催の説明会に参加し、指定のスピーカーを使用する場合に限り、BGMを流すことができる。スピーカーについては組合指定の位置・向きに限定する。

(7) 反社会的勢力の排除の徹底

- ①組合及び現地営業責任者は、海の家の運営にあたり、暴力団などの反社会的な勢力（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる取引を防止する。
- ②組合は、暴力団関係者の介入を阻止するために、現地営業責任者及び海の家の従業員の身分確認や暴力団関係者でない旨の誓約書を作成させる等の必要な措置を講じる。

(8) 風紀上の対策

- ①海の家の従業員は、刺青、タトゥー等の露出はしない。(条例第4条)
- ②酒類・タバコを販売する際に、購入者が20歳未満であると思料するときは、身分証明書等により年齢を確認したうえで販売する。
- ③店舗内でのアルコール類の提供にあたり、泥酔者を発生させないよう努め、また泥酔者にはアルコール類の提供を行わない。
- ④提供したアルコール類は店舗内から砂浜へ持ち出さないよう注意喚起をする。
- ⑤飲酒をした客に、遊泳しないようにポスターや声かけ等の注意喚起をする。
- ⑥飲酒後に水上オートバイを操縦することによる事故防止のため、水上オートバイ操縦者への酒類提供を行わない。また、その旨を記載した掲示物を設置し、声かけ等の注意喚起をする。
- ⑦店舗内で他者を畏怖させる入れ墨・タトゥーを露出しないよう客に注意喚起をする。客が明らかに注意を聞き入れない等、店舗側において対応が困難な場合は、マナーアップ警備員に通報する。
- ⑧店舗内において、大声で騒ぐ、威嚇、若しくは喧嘩等のトラブル等の発生を未然に防止するよう努める。店舗側において対応が困難な場合は、速やかに警察に通報する。
- ⑨強引な客引きは行わない。

⑩店舗内及び店舗周辺での違法薬物の使用について、徹底した防止に努める。

(9) ごみの処理及び清掃

- ①海の家は、自身の店の前から波打ち際までの砂浜を毎日清掃する。
- ②組合は、海を家の営業に伴い発生するごみについて、ごみ収集業者と契約を結ぶなど適切な処理を行う。
- ③組合は、台風などの荒天時に、大量のごみや廃棄物が発生した場合には、放置することなく、速やかにごみ収集業者に連絡し、処理を行う。
- ④ビーチクリーンに積極的に参加し、逗子海水浴場の美化に努める。
- ⑤海岸に設置したごみ箱へは、海の家から出た事業系のごみを絶対に入れない。建設・解体時も同様とする。

(10) 適切な排水等の処理

- ①海の家は、排水を浸透ますで処理する場合には、公衆衛生の確保のため、シャワーや調理場等の水の最大使用量を処理できる構造及び容量とする。
- ②海の家は、廃油を廃棄物として別に処理することや、グリストラップ（油水分離槽）を設置する等により排水から油分を可能な限り除去すること、自然に分解しやすいシャンプーや洗剤を使用することなどにより、環境負荷の軽減に取り組む。

(11) 災害・荒天時の対応

- ①海の家は、地震等の災害発生に備え、従業員に避難誘導手段の周知徹底を図るとともに、「逗子市津波ハザードマップ」を海の家において利用者が認識しやすい場所に掲示する。
- ②避難場所や避難誘導の手順について、市やライフセーバー等の関係者との連携を図る。
- ③台風等の荒天に備え、安全対策や器材等の散乱対策に万全を期す。特に平均風速20m/s以上が予想される場合にはテラス席の備品を全て撤去する。

(12) 苦情対応等

- ①組合及び海の家は、海を家の運営に関して、海水浴場利用者や地域の住民等から要望・苦情があった場合には、丁寧に対応する。
- ②海を家の組合員は、現地営業責任者との連絡体制及び組合の代表者への報告手続等の調整を図る。
- ③組合は、対応記録簿を作成し、必要に応じて公開するとともに、シーズン終了後、内容を取りまとめ、関係行政機関からの要請があれば、これを提出する。

(13) 占用許可区域以外の土地利用

- ①海の家は、海を家の運営に係るサマーベッド等のレンタル用品は利用客が求めてから外に出すようにし、また、椅子・テーブル、看板、ロープその他工作物を海を家の占用許可区域以外の土地に設置することにより、一般の利用を妨げることのないよう徹底する。特に、飲食の提供としてバーベキューに関する営業を行う海の家は、占用許可区域外を絶対に利用しない。
- ②ビーチパラソルについては、通路確保のために通路に沿って2本までは事前展開できるが、それ以外は利用客が求めてから外に出すようにし、事前展開をしない。

(14) 関係法令等の遵守

組合及び海の家は、占用許可や営業許可のほか、消防法、神奈川県屋外広告物条例、安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例等、関係法令の遵守を徹底する。

(15) その他

- ①家族が安心して楽しめる安全なファミリービーチを実現するために自主パトロールを行う。
- ②海水浴場区域内には、終日、水上オートバイを乗り入れることを禁止する。なお、救難活動用の水上オートバイについては除外する。

2 海水浴場開設期間中の車の乗り入れルール

(1) 荷物の積み下ろしに限り、海岸への車の乗り入れを認める。

(2) 海岸へ車を乗り入れる際には、海岸管理者（神奈川県横須賀土木事務所）の許可番号を記載した組合発行の海の家関係許可車両証を車両に表示する。許可車両証がない車両は進入できない。

(3) 国道 134 号地下通路付近には、海岸利用者の通行の妨げとなるため絶対に駐車しない。また、車両を乗り入れる際には海岸利用者の安全を最優先とし、最大限注意を払う。なお、夜間の駐車はできない。

海岸への車両乗り入れ時間

5時から8時30分まで 及び 18時30分から21時まで

※ただし、台風の接近時等、緊急で車両を乗り入れる必要があると市が認めたときは、この限りでない。

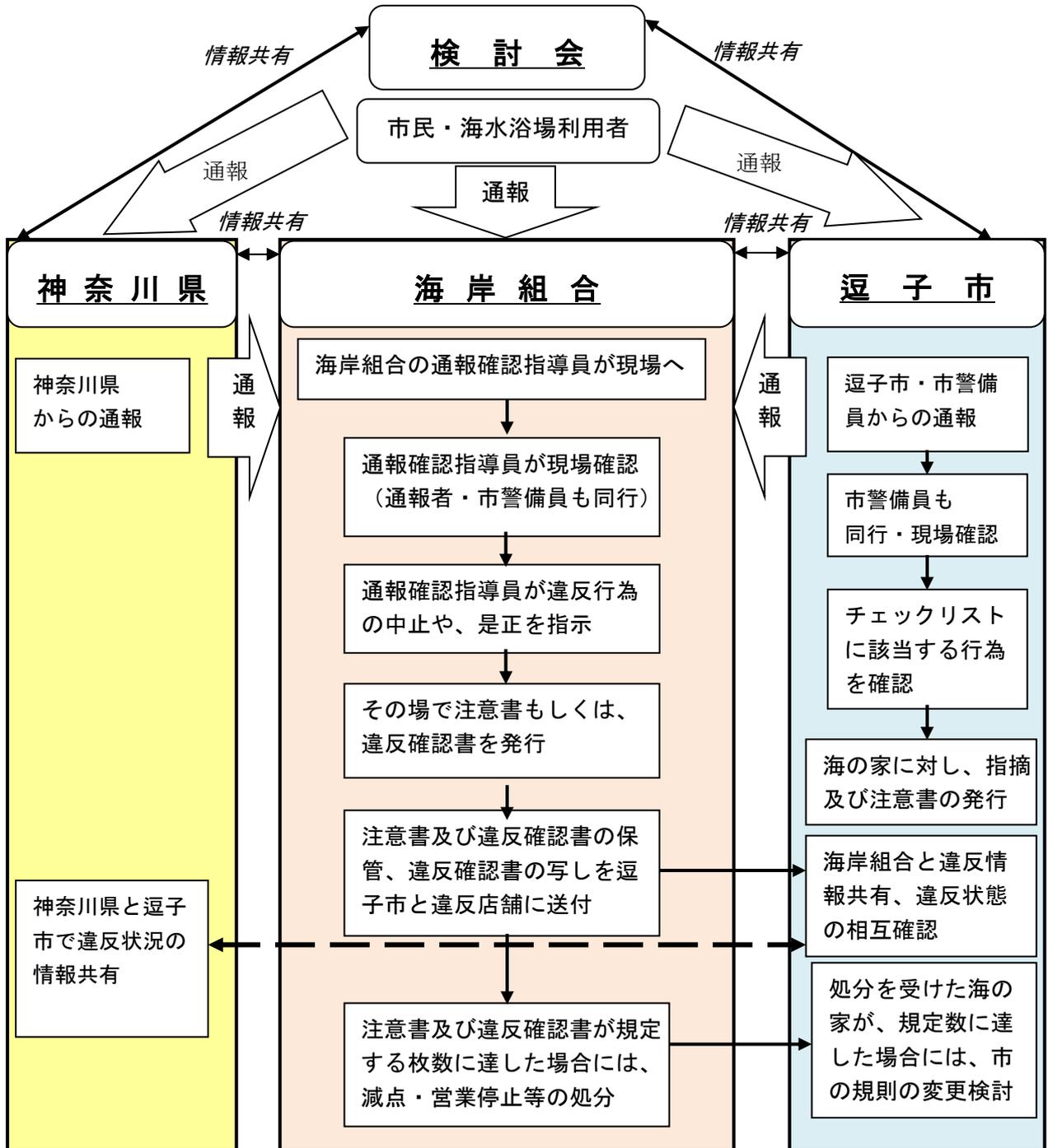
(駐車時間は荷物の積み下ろし等の必要最小限とし、速やかに退出すること。)

(4) 国道 134 号線に駐車しての荷物の積み下ろし等の作業は、禁止する。

V 逗子海岸営業協同組合の事務局体制と業務

組合は、組合員及び海の家に対してルールの周知・徹底を行い、違反者が出ないようにすること。条例・規則・ルールについての指摘に真摯に対応すること。

1 通報があった際の対応フローチャート



2 通報への対処体制の確立

- ① 通報受付の連絡先を公開し連絡先を明確化する。
- ② 通報受付の連絡先は複数用意し、迅速な対処ができる体制をとる。
- ③ 警察及び行政機関等を通じての苦情は、その顛末を必ず文書(報告書)で報告する。

3 違反行為に対する処分

(1) 注意・指摘について

市職員、マナーアップ警備員もしくはマナーアップ警備員のパトロールに同行している腕章を付けた任意の検討会メンバーが、チェックリストに記載された各項目の行為を確認した場合、速やかに是正するように注意・指摘したうえで、注意書（以下「イエローカード」という。）を1枚発行する。ただし、「酒の持ち出し」項目については、1日のうちに3回注意するごとにイエローカードを1枚発行する。

1週間以内に同じ項目でのイエローカードが2枚となった場合、翌週1週間の18時30分以降の営業はできないものとする。また、イエローカードが当該シーズン中に5枚累積した場合、1点減点とする。

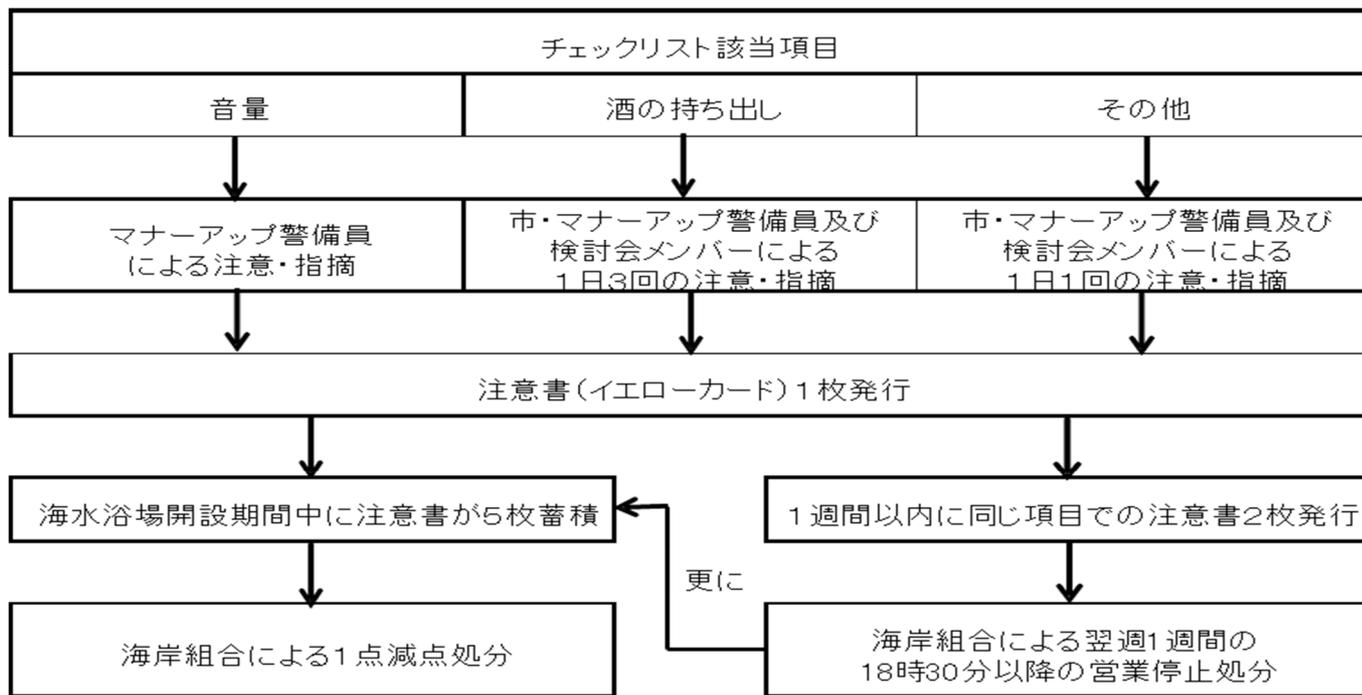
なお、1週間は金曜を起点とし、木曜を終点とする。

海の家をチェックリスト

| 項目 | チェック内容 |
|------------------|---|
| 出店者証 | 外に向けて出店者証が取り付けられていない |
| 入れ墨の露出 | 従業員が入れ墨を露出している |
| | 他者を畏怖させる入れ墨・タトゥーを露出している客に注意喚起せず、店舗側において対応が困難な客をマナーアップ警備員に通報していない |
| 音楽 | 所定のスピーカーを所定の位置に設置していない |
| | マナーアップ警備員が周辺の状況に比べ、音量が明らかに大きいと判断できる |
| 利用者の酒の持ち出し | 従業員が外の客に酒を運んでいる |
| | 海の家が提供した酒類を外に持ち出そうとする者や既に出てしまっている者を注意喚起するためのポスター等による周知や声掛けなどの啓発行動を行っていない。 |
| 水上オートバイ操縦者への酒の提供 | 水上オートバイ操縦者であることの確認を怠り、水上オートバイ操縦者に酒を提供している |
| 閉店時間 | 閉店時間経過後も客出しの声かけをしていない |
| | 閉店表示をしていない |
| その他 | 上記以外のルール違反と疑わしき行為 |

※酒の持ち出しについては1日のうちに3回注意するごとに注意書を発行するもの。

海の家をチェックリストに該当する行為を確認した際のフローチャート



(2) 違反確認及び減点について

組合は、違反した海の家に対して違反確認書を発行し、海の家を営業する組合員に対して、違反行為の種別に応じた点数を加点し、合計が6点となった場合は営業停止処分、9点以上となった場合は除名処分を行う。営業停止の期間については海岸組合の定款及び規則に準じて行う。

なおこの点数は、違反をした日から2年を経過する日まで消滅しない。

| 違反行為の種別 | 点数 |
|--|----|
| 市及び組合が再三注意しているにも関わらず、従わない海の家 の家の行為 | 6 |
| クラブ的営業を企画するなど重大な 条例・規則違反を市及び組合が確認したとき | 3 |
| 許可されてないにも関わらず 134 号線上から積み下ろしを 行うなど、重大なルール違反を市及び組合が確認したとき | 2 |
| ルール違反によるイエローカード発行が5枚累積したとき 及び建築・解体期間中のルールについて、市及び組合が注意 したにも関わらず、改善されていないとき | 1 |

※重大とは故意または悪質なものを指す。

4 海岸出入通路の管理

(1) 海水浴場開設期間中

開錠時間：5時から8時30分まで 及び 18時30分から21時まで

※ただし、台風の接近時等、緊急で車両を乗り入れる必要があると市が認めたと
きは、この限りでない。

- ①組合が、海岸出入通路のカギの管理を行う。
- ②一般車両の進入防止のため、搬入業者にも出入りの際に必ず車止めを戻すことを徹底させる。

(2) 海の家建築・解体期間中

開錠時間：7時から20時まで

- ①土・日・祝日は海岸利用者が多い事が予想されるので警備員等を配置し、砂浜への車の乗り入れ等について組合が管理する。
- ②一般車両の進入防止のため、工事業者にも出入りの際に必ず車止めを戻すことを徹底させる。

5 完了検査

組合による撤去完了検査を9月19日（金）までに実施する。この後、海岸管理者が組合立会いのもと完了検査を実施する。

6 組合によるパトロール

(1) 音量チェック

組合は、海水浴場及び近隣の人家付近のパトロールを行い、生活環境に支障が生じないよう、音量チェック等の対応を徹底する。音量のチェックには組合で決めた特定の計測器を使用する。

(2) マナーアップ警備員巡回同行

組合は、期間中に行われているマナーアップ警備員が実施する14時・18時の巡回に同行する。ただし、状況に応じては、組合と市で協議をした上で、同行回数を変更することができるものとする。なお、18時の巡回には、市民が同行できるものとする。

(3) 閉店後の街中パトロール

組合は、期間中の閉店時間後、海水浴場の近隣の人家や周辺環境等に配慮し、街中のパトロールを行う。なお、パトロールに当たっては、来場者に対して静穏を促す呼びかけと、ポイ捨てごみへの対応を行うものとする。

7 事故の被害対応

海を家の建築資材が飛散等したことにより、他者に被害が出た場合には、当該海の家とともに、組合は誠実な対応をとるものとし、市は事態の解決に努めるものとする。